

福岡県公報

平成17年10月28日
第 2 4 5 4 号

目 次

告 示 (第2042号-第2060号)

- 国土調査の成果の認証 (農地計画課) 1
- 土地改良区の役員の退任 (農地計画課) 1
- 土地改良区の役員の退任 (農地計画課) 2
- 土地改良区の役員の退任 (農地計画課) 2
- 土地改良事業計画の変更の認可 (農地計画課) 2
- 貸金業者の登録の取消し (経営金融課) 2
- 予防接種を行う医師 (健康対策課) 2
- 予防接種を行わなくなった医師 (健康対策課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (治山課) 3
- 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求 (畜産課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 5
- 福岡県特定鳥獣保護管理計画及び福岡県特定鳥獣保護管理計画変更

- 計画の策定 (緑化推進課) 6
- 狩猟期間の延長並びに狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び捕獲等の数の制限の一部解除 (緑化推進課) 6

告 示

福岡県告示第2042号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成15年度から平成16年度まで	地籍図及び地籍簿	大字二島、東二島二・三・四丁目の各一部 二島三・四・五丁目の各一部、片山一・二・三丁目の各一部 大字二島、東二島一・二丁目の各一部	平成17年10月14日

福岡県告示第2043号

元永土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のように公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
中 島 義 治	行橋市大字元永577番地
村 田 幹 彦	〃 大字馬場247番地

福岡県告示第2044号

大河内土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のように公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
飯 盛 文 彦	豊前市大字大河内596番地 1

福岡県告示第2045号

下小山田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のように公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
稲 葉 實	築上郡築城町大字小山田1971番地

福岡県告示第2046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
稲吉土地改良区	平成17年10月17日

福岡県告示第2047号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
武田商事 武田 伊民	福岡市中央区清川2丁目2番23号 ミリオンコーポラスニユー白亜館806号	福岡県知事 (1)第07915号 平成15年2月17日	平成17年9月15日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第37条第1項

福岡県告示第2048号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡方城町大字弁城2239-10	方城町立診療所	牟 田 広 実
田川郡方城町大字弁城2239-10	方城町立診療所	西 嶋 慎 二
田川郡方城町大字弁城3552番地	田川慈恵病院	田 中 貞 治
筑紫郡那珂川町大字下梶原字瀬戸458-1	社会福祉法人那珂川福祉会ねむのき	田 丸 紀 子
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	新 宮 正 巳
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	藤 本 圭 一

福岡県告示第2049号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定による予防接種を行う医師について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	伊藤博明
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	西岡進
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	加来信雄
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	池崎清信
八女郡広川町大字新代2316	八女中央病院	荒木則子

福岡県告示第2050号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成17年9月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームセンターサンコー上津店

(2) 所在地 福岡県久留米市上津町字北田1171-1

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置

変更前	変更後
久留米市上津町字北田1171-1	久留米市上津町字北田1171-1

(2) 荷さばき施設の位置

変更前	変更後
久留米市上津町字北田1171-1	久留米市上津町字北田1171-1

(3) 廃棄物等の保管施設の位置

変更前	変更後
久留米市上津町字北田1171-1	久留米市上津町字北田1171-1

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の位置

変更前	変更後
久留米市上津町字北田1171-1	久留米市上津町字北田1171-1

福岡県告示第2051号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

行橋市大字入覚字太日ヶ迫2110の2、2111の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

農業用地

福岡県告示第2052号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、鶏、あひる、うずら及び七面鳥の所有者（1農場当たりの飼養羽数が1,000羽以上の所有者）に対して、必要な報告を求めることとするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第58条ただし書の規定により次のように公示する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザを予防するため
- 2 報告すべき事項
農場についての月曜日から日曜日までの週ごとの飼養羽数、死亡羽数その他参考事項
- 3 報告書の提出期限
毎月10日
- 4 その他必要な事項
(1) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、3にかかわらず直ちにその旨及び参考となる事項を報告すること。
(2) 提出先は、管轄家畜保健衛生所とする。

福岡県告示第2053号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島郡志摩町大字吉田字高野1986番及び1987番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
前原市前原北三丁目1番22号
吉村 孝宏

福岡県告示第2054号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 勝馬
- 2 区域の所在地 福岡市東区大字勝馬
- 3 土地の表示
次に掲げる地番の土地に存する標注番号1号から5号までを順次結んだ線及び標注番号1号と5号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地 番	標注番号
福 岡	東	勝 馬	寺 浦	1578番1	1号
				1591番1	2号
				1589番4	3号
				1577番1	4号
				1586番6地先道路敷	6号

福岡県告示第2055号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 処分を受けた事業者
(1) 名称
有限会社カワシン

(2) 所在地
福岡市中央区那の津5丁目1番9号

(3) 代表者
代表取締役 川島 淳子

2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日
平成17年10月17日

4 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第2056号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	川 崎 線 大 行 事	前	田川郡川崎町大字川崎865番2先から 同郡同町大字川崎417番12先まで	5.8 ～ 9.6	74.5
			後	同上	9.5 ～ 13.6	74.5

田 川	県 道	添 赤 田 池 線	前	田川郡川崎町大字田原572番3先から 同郡同町大字田原751番6先まで	11.9 ～ 36.0	183.0
			後	同上	11.9 ～ 36.0	183.0
田 川	県 道	田 桑 川 野 線	前	田川郡川崎町大字田原581番2先から 同郡同町大字田原1050番6先まで	11.2 ～ 22.9	338.5
			後	同上	11.2 ～ 22.9	338.5

福岡県告示第2057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年10月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田 川	添 赤 田 池 線	田川郡川崎町大字田原572番3先から 同郡同町大字田原751番6先まで
田 川	田 桑 川 野 線	田川郡川崎町大字田原581番2先から 同郡同町大字田原1050番6先まで

福岡県告示第2058号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー光が丘店

(2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目1番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第2059号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画変更計画を策定した。

この計画書は、福岡県水産林務部緑化推進課、福岡県福岡農林事務所林務課、福岡県甘木農林事務所林務課、福岡県八幡農林事務所林務課、福岡県飯塚農林事務所林務課、福岡県筑後農林事務所林務課及び福岡県行橋農林事務所林務課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第2060号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、狩猟期間の延長並びに狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び捕獲等の数の制限の一部の解除を平成17年11月15日から平成19年3月31日までの間次のとおり行う。

平成17年10月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 狩猟期間の延長

(1) 対象狩猟鳥獣

イノシシ、ニホンジカ

(2) 対象区域

県内全域（ただし、国指定鳥獣保護区の区域を除く。）

(3) 延長期間

2月16日から3月15日まで

2 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除

(1) 対象狩猟鳥獣

ニホンジカの雌

(2) 対象区域

県内全域（ただし、国指定鳥獣保護区の区域を除く。）

3 狩猟鳥獣の捕獲数の数の制限の解除

(1) 対象狩猟鳥獣

ニホンジカ

(2) 対象区域

県内全域（ただし、国指定鳥獣保護区の区域を除く。）

(3) 解除後の捕獲数の数の1日当たりの上限

1人につき、銃猟は2頭とし、網・わな猟は上限なしとする。